

ティガアスリートクラブ 会員規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブは、ティガアスリートクラブ（以下「クラブ」という）と称する。

第2条 (目的)

クラブは陸上競技の普及、振興を図るとともに、年齢を問わずスポーツ活動に取り組む選手のサポート、心身の健康づくりに寄与することを目的とする。

第3条 (運営)

クラブは所属する全てのメインコーチで組織された運営委員会が運営します。

第2章 会員

第4条 (会員の定義)

会員とは、会員資格を有し、クラブへ在籍している者（会員が未成年の場合はその保護者の両者）をいう。

第5条 (会員資格)

クラブの会員は次の条件を満たした者とする。

- (1) クラブが会員として認めた者
- (2) クラブの趣旨に賛同し、本規約を承諾した者
- (3) 反社会的勢力に属しておらず、関係を有していない者

第6条 (会費)

会員は、クラブが別に定める費用を遅滞なく支払わなければならない。

- (1) 一度支払われた費用は原則返金しないものとする。
- (2) クラブは、会員が支払いすべき費用を社会・経済情勢に応じ変更できるものとする。

第7条 (除名)

クラブは、会員が次の各事項のいずれかに該当すると運営委員会に認められた場合、除名・会員資格の一時停止をする事ができる。

- (1) 本規約、その他クラブが定める規則に違反した場合
- (2) クラブの名誉、信用を傷つけた場合
- (3) クラブの運営を故意に妨害した場合
- (4) クラブの秩序を乱した場合
- (5) 費用を滞納し、催告に応じない場合

第3章 諸手続き

第8条（入会）

クラブに入会する者は所定の入会申込書を提出し、クラブが別に定める費用を支払わなければならない。また、入会時には入会者の責任においてアレルギー検査を含めた健康チェックを行い、問題がある場合には全て入会前に申し出ることとする。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害について、クラブは一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとする。

第9条（変更事項の届け出）

会員は、入会申込書の内容に変更があった場合、遅滞なくクラブに届ける義務がある。

第10条（休会）

休会する場合は、休会を希望する月の前月末までに会員（会員が未成年の場合はその保護者）がクラブに申し出なければならない。

第11条（退会）

退会する場合は、退会を希望する月の前月末までに会員（会員が未成年の場合はその保護者）がクラブに申し出なければならない。ただし、費用の未払いがある場合はこれを全て支払うこと。

第4章 附則

第12条（免責事項）

クラブは、会員が活動中に生じた盗難、事故について、クラブに故意または重過失がない限り、責任を負わない。会員同士のクラブ内外でのトラブルについても同様とする。

第13条（守秘義務）

クラブの活動を通じて知り得た個人情報については第三者への漏洩に注意し、守秘義務を遵守する。

第14条（活動の休止）

クラブは、天候不順や会場が利用できないなどの運営上やむを得ないとき、活動を休止することができる。

第15条（改正および細則）

クラブは、必要に応じて本規約を改正することができるものとし、本規約の定めのない事項について細則を定めることができる。

2018年4月1日 制定

2020年2月1日 改訂

2026年5月1日 改訂